

社会保障審議会医療部会（第6回）資料

平成14年2月6日（水）

医療部会の進め方(案)

平成13年 9月17日(月) 医療提供体制の改革について
これまでの経緯の説明と意見交換
(特に医業経営と医療の情報提供について)

10月18日(木) 「21世紀の医療提供の姿」について
厚生労働省試案の説明と意見交換
(特に医療の情報提供について)

11月19日(月) 医業経営について
参考人等からの説明と意見交換

12月19日(水) 医療の情報提供について
参考人等からの説明と意見交換

平成14年1月21日

医療の情報提供について
論点の提示と意見交換

2月6日

医療における広告規制の緩和について
部会としての意見とりまとめ

※ 広告について、パブリックコメント。年度内に告示改正。

2月25日

医療の情報提供について
その他医療提供体制のあり方について

3月上旬

医療提供体制のあり方について
(部会としての意見書とりまとめ)

医療に係る広告規制の緩和について (案)

1. 今後の広告規制緩和の進め方

○今回の広告規制の緩和に当たっては、次の点に留意して進めることとする。

◇ 年度内に措置すべき事項と適切な情報提供のための環境整備をした上で中長期的に実施すべき事項に分けて検討すること。

◇ 具体的に提供される情報の内容に応じて、情報提供のための手段として、広告規制の緩和によるべきか、パンフレット等による広報、院内掲示、公的機関によるインターネット情報等広告以外の手段によるべきかについて、情報提供の効果やその手段の特性等を総合的に勘案した上で検討すること。

(例) 広告という媒体の特性：医療機関が積極的に公表したい情報以外は利用されない
公的機関等による情報：情報の信頼性が高く、かつ、患者にとって比較可能な形で情報が提供される

◇ 広告規制緩和等により適切な医療に係る情報提供が進むことにより、患者の側も自覚と責任をもって医療に参加することが求められるようになること。

2. 具体的な広告規制緩和事項の案

◇ 医療の内容に関する情報

・ 医師・医療機関の専門性

- 専門医の認定を受けた医師がいる旨（3. 参照）
- 各種公費負担医療の給付や予算補助要綱に基づく医療等を実施する医療機関
 - ・ 公害健康被害の補償等に関する法律の公害医療機関
 - ・ 戦傷病者特別援護法の指定医療機関
 - ・ 小児救急医療拠点病院
 - ・ エイズ治療拠点病院
 - ・ 特定疾患治療研究事業を行っている病院
 - ・ 小児慢性特定疾患治療研究事業を行っている病院 等

・ 治療方法、治療実績等

- 治療方法の選択肢（社会保険診療において認められているものに限る。）
- 手術件数、分娩件数、死亡率等

◇ 医療機関の設備構造・人員配置に関する情報

・ 医療機関の人員配置状況等

→ 医師・看護婦等スタッフの患者数に対する配置割合

・ 医療機関の付帯設備

→ 売店、食堂、花屋、喫茶店、床屋、一時保育サービスの実施等がある旨

◇ 医療機関の体制整備に関する情報

・ 医療の情報化の取組状況

→ 電子カルテを導入している旨

・ 医療の質の確保のための院内管理体制

→ 患者相談窓口を設置している旨

→ 症例検討会を開催している旨

→ 入院診療計画（クリティカルパス）を導入している旨

・ 医療安全のための院内管理体制

→ 医療安全のための院内管理体制が整備されている旨

(例) 安全管理のための指針、医療事故等の院内報告制度、安全管理のための委員会開催、職員研修の実施等

◇ 医療機関に対する評価

・ 日本医療機能評価機構の評価結果

→ 個別具体的な審査結果

◇ 医療機関の運営に関する情報

・ 利用情報、経営情報等運営に関する情報

→ 病床利用率

→ 理事長の略歴

→ 外部監査を受けている旨

→ 患者サービスの提供体制に係る評価を受けた旨

※ ISO9000等を想定

3. 医師の専門性について

○医師の専門性についての情報を提供するため、一定の基準を満たす適正な手続で認定されている専門医である旨については、広告できるようにしてはどうか。

専門医に係る一定の基準の案

【案】	
方法	◇広告可能な専門医制度についての外形的な基準を定めるとともに、届出制に基づき専門医資格の認定団体を告示で列挙する。
認定基準	<p style="text-align: center;">【基準を定める告示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定団体は、学術団体として法人格を有していること ・カリキュラムに基づき5年以上の研修を行っていること ・資格の取得に当たって適正な試験を実施していること ・資格の更新制度を設けていること ・学会員及び認定した専門医の名簿が公表されていること ・専門医の資格要件を公表していること ・一定の活動実績を有し、その内容を公表していること ・問い合わせに応じる体制が整備されていること
該当団体 ・専門医資格名	<p style="text-align: center;">【団体名、専門資格医を列記する告示】</p> <p style="text-align: center;">○○学会 ○○専門医</p> <p style="text-align: center;">.</p> <p style="text-align: center;">.</p>

4. 広告規制緩和に関する今後のスケジュール

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 2月6日(水) | 第6回医療部会
: 具体的な広告規制緩和案を確定 |
| 2月中旬 | 緩和案についてパブリックコメント(1ヶ月) |
| 2月下旬 | 告示改正案作成 |
| 3月中旬 | パブリックコメント締切・対応 |
| 3月下旬 | 告示改正案官報掲載・改正通知発出 |

(昭和二三・七・三〇)
法律二〇五

〔医療等に関する広告制限〕

第六九条 医療若しくは歯科医療又は病院若しくは診療所に關しては、文書その他いかなる方法によるを問はず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

- 一 医師又は歯科医師である旨
- 二 次条第一項の規定による診療科名
- 三 次条第二項の規定による診療科名
- 四 病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 五 常時診療に従事する医師又は歯科医師の氏名
- 六 診療日又は診療時間
- 七 入院設備の有無
- 八 紹介をすることができる他の病院又は診療所の名称
- 九 診療費その他の診療に關する諸記録に係る情報を提供することができる旨
- 十 前各号に掲げる事項のほか、第十四条の第二項第四号に掲げる事項
- 十一 その他厚生労働大臣の定める事項

◎医療若しくは歯科医療又は病院若しくは診療所に關して広告することができる事項

(平成一三・一・三一)
厚勞告一一九

- 一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第六十九条第一項第十一号の規定に基づき、医療若しくは歯科医療又は病院若しくは診療所に關して広告することができる事項を次のように定め、平成十三年三月一日から適用し、平成十年八月厚生省告示第二百二十四号(医療法第六十九条第一項第十一号の規定に基づき、医療若しくは歯科医療又は病院若しくは診療所に關して広告し得る事項を定める件)は、平成十三年二月二十八日限り廃止する。ただし、第五号の労災保険二次給付等給付病院及び労災保険二次給付診療所に係る部分については、平成十三年四月一日から適用する。
- 一 保険医療機関又は特定承認保険医療機関である旨
- 二 健康保険病院、健康保険診療所、社会保険病院又は社会保険診療所である旨
- 三 船員保険病院又は船員保険診療所である旨
- 四 国民健康保険病院又は国民健康保険診療所である旨
- 五 労災保険指定病院、労災保険指定診療所、労災保険二次給付病院又は労災保険二次給付診療所である旨
- 六 母体保護法指定院である旨
- 七 臨床研修指定病院、歯科医師臨床研修指定病院又は歯科医師臨床研修指定診療所である旨
- 八 身体障害者福祉法指定院、更生医療指定病院又は更生医療指定診療所である旨
- 九 精神保健指定院又は応急入院指定病院である旨
- 十 生活保護指定医、生活保護指定歯科医、生活保護指定病院又は生活保護指定診療所である旨
- 十一 結核予防法指定病院又は結核予防法指定診療所である旨
- 十二 救急医療を提供している病院又は診療所である旨
- 十三 養育医療指定病院、養育医療指定診療所、育成医療指定病院又は育成医療指定診療所である旨
- 十四 外国医師臨床研修指定病院又は外国歯科医師臨床研修指定病院である旨

十五 原子爆弾被爆者医療指定病院、原子爆弾被爆者医療指定診療所、原子爆弾被爆者一般疾病医療取扱病院又は原子爆弾被爆者一般疾病医療取扱診療所である旨

十六 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関である旨

十七 基本診療料の施設基準等(平成十二年三月厚生省告示第六十七号)に規定する基準に適合している保険医療機関として地方社会保険事務局長に届け出たものである旨

十八 特掲診療料の施設基準等(平成十二年三月厚生省告示第六十八号)に規定する基準に適合している保険医療機関として地方社会保険事務局長に届け出たものである旨

十九 老人特掲診療料の施設基準等(平成十二年三月厚生省告示第七十九号)に規定する基準に適合している保険医療機関として都道府県知事に届け出たものである旨

二十 入院時食事療養の基準等(平成六年八月厚生省告示第二百三十八号)に規定する基準に適合している保険医療機関として地方社会保険事務局長に届け出たものである旨

二十一 指定居宅サービス事業者又は指定介護療養型医療施設である旨

二十二 財団法人日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果

二十三 予約に基づく診察の実施

二十四 休日又は夜間における診療の実施

二十五 往診の実施

二十六 在宅医療の実施

二十七 訪問看護に關する事項

二十八 健康診査の実施

二十九 保健指導又は健康相談の実施

三十 予防接種の実施

三十一 健康保険法第四十三條第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養(平成六年八月厚生省告示第二百三十六号)又は老人保健法第十七條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養(平成六年八月厚生省告示第二百五十一号)に規定する療養の実施

三十二 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二條第七項に規定する治験に關する事項

三十三 費用の支払方法又は償収に關する事項

三十四 入院患者に対して当該医療機関が提供する役務(医療の内容に關するものを除く)及びそれに要する費用

三十五 医師又は歯科医師の略歴、年齢及び性別

三十六 医師、歯科医師、薬剤師、看護婦その他の従業員の員數

三十七 病床數又は病室數

三十八 共同利用をすることができる医療機器に關する事項

三十九 病室、機能訓練室、談話室、食堂又は浴室に關する事項(医療の内容に關するものを除く)

四十 対応することができる言語

四十一 介護老人保健施設又は医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二條第一項各号(第三号を除く)に掲げる業務を専ら行うための施設であつて、当該医療機関の同一敷地内に併設されているものの名称

四十二 紹介することができる他の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設又は介護老人保健施設の名称

四十三 駐車設備に關する事項

四十四 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事の定める事項